

第4回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成17年12月16日(金)
午前 10時 ~ 12時
古河総合ビル 6階 F2会議室

〔出席者〕

(委員) 阿刀田分科会長, 前田主査, 林副主査, 阿辻, 岩淵, 甲斐, 金武, 東倉,
松岡各委員(計9名)

(文部科学省・文化庁) 平林国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第3回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 漢字小委員会における論点の整理-3
- 3 人名用漢字と国語施策との関係について
別紙1 国語審議会「人名用漢字に関する声明書」
別紙2 『国語審議会報告書12』(文化庁, 昭和52年)からの抜粋
別紙3 戸籍法及び戸籍法施行規則(抄)

〔参考資料〕

- これまでの漢字政策について(付: 人名用漢字・JIS漢字)

〔参考配布〕

- 1 『新聞印刷 活版編』(日本新聞協会, 昭和43年4版)
- 2 「教育電視中文科: <執筆写字>」(香港電台HPから)

〔経過概要〕

- 1 事務局から, 配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)を確認した。
- 3 事務局から, 配布資料2及び3についての説明が行われた。説明に対する質疑応答の後, 配布資料2に基づいて意見交換を行った。
なお, 前回の議事内容との関係で, 参考配布された1及び2についても, 事務局から簡単な説明が行われた。また, 阿辻委員の『「名前」の漢字学』(青春新書, 平成17)及び『人名用漢字の戦後史』(円満字二郎, 岩波新書, 平成17)については, 参考図書として各委員に配布することとされた。
- 4 次回の漢字小委員会は予定どおり1月20日(金)の午後2時から4時まで開催すること, また文化審議会国語分科会の総会についても, 予定どおり1月30日(月)午前10時から12時まで開催されることが確認された。なお, 開催通知については改めて事務局から連絡することとされた。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○阿辻委員

先ほど氏原主任国語調査官が触れていた教育用漢字というのは, あれはどこで, だれ

が、どのように決めるものなんですか。例えば、現在はどのような手続で決められているんですか。

○氏原主任国語調査官

現在は、国語審議会の手を離れておりまして、担当の部署でやっています。ですから文部科学省の初等中等教育局というところで決めています。

○阿辻委員

現在は、文部科学省の初中局で決めているんですね。

○氏原主任国語調査官

はい。具体的な作業については協力者会議などを設置してやっています。この辺りについては甲斐委員がいらっしゃるので、後で補足をお願いいたします。

○阿辻委員

省内で決めて、それが学習指導要領に載るということですか。

○氏原主任国語調査官

はい。小学校学習指導要領の国語の最後のところに「学年別漢字配当表」という形で載っています。もちろん最初は国語審議会が作成しておりまして、当用漢字表1,850字の中から義務教育期間に習得すべき881字を抽出して、それを当用漢字別表という形で示したのが最初です。

○阿辻委員

国語審議会が、当用漢字別表を決めたわけですね。

○氏原主任国語調査官

はい。ただし、昭和56年に「常用漢字表」が制定された時に、答申前文に「義務教育期間における漢字の指導については、…略… 別途の教育上の適切な措置にゆだねる」と明記され、人名用漢字の扱いを法務省にゆだねたように、これ以降は、国語審議会の手を完全に離れます。

○阿辻委員

そうすると、現在、教育漢字の字数が増えて、言わばバージョンアップされているのは、文部科学省内でバージョンアップしているということですか。

○氏原主任国語調査官

はい、そういうことです。

○甲斐委員

現在は、1,006字あるのですけれども、学年別に配当しています。それも全国調査をして読み書きができるかどうかということを調べて配当しているんです。例えば、最初は4年生に配当しているものを6年生に上げるとか、あるいはもう配当漢字から出してしまうというようなこともしながら、学習や、習得ということを考えながら、配当漢字を考えているということです。

○前田主査

この人名用漢字につきましては、今御説明いただいたように、その決めた時期、時期に、そのように決めた背景があって、それを今から通してみると、何か矛盾するようなところがあるような感じがいたします。しかし、実際に使われるときには、人名用漢字の中に入っていれば使っているということです。使う側から見れば、その間の違いというようなことは全く意識しないで選択する。そういう辺りは、これでいいのかなというふうな感じがするんですけどもね。

例えば、配布資料3の別紙2を見ると、既に非常によく問題点が分かっていたと思うんです。しかし、こういう形に決まって、結果は「表」として出ている。ここまで調べればいいわけですけども、調べる人が、私自身も読んでも忘れますからほとんど記憶がないんです。そういう点で言えば、これを記憶して、その問題点を考えながら使うというふうな形にはなっていない。そういうところに、これは、非常に問題があるような感じがしますね。

そういう点で言えば、もしこの問題を扱うとすれば、最初的时候にはどういうふうに決めたかなど、個々のケースについて、もう少し詳しく検討する必要があるかなという感じもいたします。その当時の資料についてですね。前に検討した「表外漢字字体表」のときには、その当時のメモなどもあったりしたんですが、何かこういう関係の資料というのは、まだいろいろあるのでしょうか、文部科学省に残されているような資料で。

○氏原主任国語調査官

そうですね、例えば、今、前田主査のおっしゃっているのは、人名用漢字別表など、そのころの原資料が残っているかということでしょうか。そういうことであるならば、その当時の資料は残っていません。

○前田主査

『国語審議会報告書 12』に載っている分については、どうしてこうなったかという気持ちは分かりますよね。どうもありがとうございました。

○林副主査

御説明いただいたのは、大体、字種・字数の制限の議論が中心になっておりました。漢字ですから、字種・字数、字体、それからその使い方と読み方ですね、こういう面があるわけです。それで、字体とか音訓なんかについては、どの程度の議論があったのかなかったのか、前提として、もうそこまでは手に負えないので、字種・字数での制限に絞るということが暗黙の前提になっていたのか、その辺りはどうでしょうか。

○氏原主任国語調査官

字体に関しては、国語審議会ですべてをやっていたときは、昭和24年に当用漢字字体表が出ていますので、そういう方向でということで、割とそこでの議論はなかったと思います。昭和56年に法務省に行った後も、しばらくはその流れが続いていたと思います。先ほど見ていただきましたように、28字の追加の時には自分たちでは字体はいじれないということで、当時普通に使われていた活字をそのまま使っています。字体の問題はこれまで余りなくて、字体の問題がクローズアップされたのは、大量に追加された今回の改定の時だけです。先ほど見ていただきました別紙3「戸籍法及び戸籍法施行規則（抄）」の1～2枚目です。二つの異体字がハイフンでつながれているものが幾つかありますが、今回の改定で、1字種2字体になったという辺りが一番大きかったと考えています。

音訓につきましては、当時の国語審議会でもかなり議論となっています。昭和23年には「当用漢字音訓表」も出ていますが、漢字をある程度制限しても、どうにでも読めるということであれば、余り制限する意味がないのではないかというような意見が出ていました。ただし、人名用漢字の音訓を決めていくのは難しいんじゃないかということ、それから、結局、出生届というのは戸籍の窓口でやっていますので、戸籍係がそもそもこの漢字にどういう音訓がふさわしいのか、ふさわしくないのかというような、判断をするのは難しいだろうということなどもあって、音訓の制限は現実的に無理であろうと考えられたということがあります。ところが、この漢字が人名用漢字に入っているか、入っていないかということだと非常に分かりやすいわけです。ですから、そういう実務的な面からやはり音訓の制限は難しいだろうという議論は、民事行政審議会などでもあって、音訓の問題というのは今のように、基本的なルールがないわけです。そういう状態で来ているということだと思います。

○金武委員

今の説明に関連しますけれども、平成2年までの人名用漢字の追加では、最初は字体を変更しなかった。それ以後は、例えば「遥か」なんかは易しくしていますよね、そういうような字体の変更というのは、法務省だけでもう決めていいという考え方があったんでしょうか。

○氏原主任国語調査官

昭和56年に常用漢字表が制定された段階で、先ほど説明を省略したんですけれども、配布資料3の「6 常用漢字表」のところです、人名用漢字については、戸籍の問題と、つまり民事行政との結び付きが強いからということで、国語審議会の手を離れるわけです。この時に、一番大きかった変化は何かというと、それまでは内閣告示・訓令ということで「人名用漢字別表」や「人名用漢字追加表」が示されていたんですが、この告示・訓令が廃止されて、法務省令の中でやることになったということです。

内閣告示・訓令である限りは、この告示・訓令にかかわっていた国語審議会がタッチしなければいけなくなるわけですが、そういう枠も一緒に外れたので、字体をどうするかということも含めて、法務省ですべて決めることができるようになったわけです。その時の基本方針は、それまでの常用漢字の字体、つまり常用漢字表で通用字体と言っているものですが、基本的にそれを踏襲するということであったと思います。

○金武委員

今回の人名用漢字の追加で疑問に思ったのは、法務省は字体を決める権限がないからということで、今のように1字種2字体みたいなものを出した。この方針は、今までは法務省が1字種1字体で常用漢字に準じた略体で統一していたものを、今回はそれをしなかったことなんです。権限がないからしなかったということは、法務省の方針が変わった、一貫性がないということです。

○阿辻委員

そう思うと、確か205文字の追加というのは、あれはいつの段階ですかね。旧字体を当面の間使うことができると決めているのがありますね。あれは、この配布資料3で言いますと何番の段階ですか。

○氏原主任国語調査官

それは「6 常用漢字表」の段階です。「6」で常用漢字表が出て、先ほど申し上げましたように、人名用漢字については法務省に移るわけですね。その時に、それまでのものを法務省において整理するんです。整理した結果、常用漢字から195字の常用漢字の旧字体と、その段階の人名用漢字から10字の旧字体が認められて、それが許容字体という形で示されるわけです。

○阿辻委員

その許容字体を昨年の追加では全部取り込みましたね。その結果、ハイフンでつながれるものがどっと増えたということになっていますよね、今回の追加では。

○氏原主任国語調査官

ハイフンというより、括弧の方ですよ。

○阿辻委員

括弧の方ですか。

○氏原主任国語調査官

はい。別紙3「戸籍法及び戸籍法施行規則（抄）」の別表第二「漢字の表」の「二」の方です。

○阿辻委員

そうしますと、字体の問題というのは、配布資料3「6 常用漢字表」の昭和56年の段階で暫定的に採用されたものが、今回なし崩し的に取り込まれているというイメージを私は持ったんですが。それはそう考えてよろしいのでしょうか。彼らがいちいち字体をチェックしたというふうには到底思えない感じがするんですが…。

○甲斐委員

そのことですけれども、配布資料3「7 その後の人名用漢字の追加」の平成16年の段階で字体をどうするかという時に、これは常用漢字の外にあるもので、しかもこちらの国語審議会で決めた「表外漢字字体表」というのが先にある。したがって、「表外漢字字体表」に従おうという形をその時に出した。そこから、これまで認めていた人名用漢字にも行って、そしてあるいは常用漢字の中に入っている昔からある漢字、旧字体ですか、そちらにも行って、そしてそれも認めようということです。ですから、考え方としては、私は好きじゃないけれども論理的ではあったというように思うんです。

○氏原主任国語調査官

205字というものについて補足申し上げたいと思います。なぜその時に205字、正確には常用漢字195字と人名用漢字10字の旧字体が選ばれたかということなんです。これはそれまでも実は戸籍として認められていた旧字体です。どういうことかと言いますと、当用漢字表が出たのが、配布資料3の表にあるように昭和21年です。そして、戸籍法が決まるのが、昭和22年12月ということで、実際には、その翌年の23年の1月からもう始まっているわけです。23年1月から始まっていまして、当用漢字字体表が出るのが昭和24年です。その間に1年何か月かの期間があります。その間はようになっていたかというところ、当用漢字表に示されていた旧字体で全部受け付けていたわけです。ところが、昭和

24年になって当用漢字字体表が出ました。それは多くは略体で示されましたので、その段階で、国の標準の字体が略体が変わったわけです。ですから、戸籍においても、当然略体を認めなければいけないのですが、その前の1年何か月かの間、旧字体で受理していた関係で、その後もその旧字体については認めないわけにはいかないということで、認められ続けたという事情がありました。

昭和56年になった時、この段階における括弧の関係というのは、当用漢字表で最初に示された旧字体と昭和24年の当用漢字字体表で示された新字体との関係だったんです。それは、今までも認められていたということで「行政の一貫性」ということで、ずっと戸籍では一貫して認められてきたわけです。それを許容字体表の形で整理した。

ただし、その時に捨てられた字体もあります。常用漢字表というのは、355字の漢字について、その後ろに「いわゆる康熙字典体」というものが、これまでの活字字体とのつながりを示すということで、括弧付きで示されているんです。しかし、そこに示されなかったものもあります。例えば、「1点しんにゅう」と「2点しんにゅう」の違いとか、こういうものは挙げるまでもない違いだろうということなんです。この時に、括弧付きで示されなかった字体については、国語審議会でも旧字体として掲げていないような字体であるからということで、許容字体からは切り捨てられるわけです。そういう中で205字（常用漢字としては195字）というのが出てくるんです。

今回の旧字体追加で一番大きかったのは、配布資料3の2ページ「7 その後の人名用漢字の追加」の（6）平成16年7月12日のところで、3文字の中に「瀧」という常用漢字の旧字体が入ってしまったということなんです。つくりの「龍」の部分が常用漢字と同じ「竜」になっている「滝」は常用漢字なわけですから、常用漢字でありながら、その旧字体が人名用漢字になってしまったということです。常用漢字とその旧字体で、片方が常用漢字、片方が人名用漢字というペアができてしまったわけです。このようなペアはこれまではなかったものです。そうすると、同じ旧字体なのになぜ「瀧」だけが人名用漢字になるのかという問題が出てきます。そういう面で整合を取るためには、これまで認めてきた常用漢字の旧字体についても、同じ扱いをしないとまずいのではないか。「瀧」だけを特別扱いするというのは問題ではないかということです。多分その議論が非常に大きかったと思います。それで、同じ扱いをせざるを得ないということから、すべて人名用漢字として認められてしまったということだったと思います。

○前田主査

それでは、まだ疑問がありましたら、その都度おっしゃっていただいて、今までのことについて自由に御討議いただければと思います。それで前回の関係から、漢字政策の在り方についてですが、今のお話の流れですと、固有名詞の扱い方をどうするかというふうなことが、中心になるのではないかというふうに思います。そのほかにももちろん問題があればおっしゃっていただければと思います。

○林副主査

ちょっと質問を兼ねてなんですけれども、法務省は、今の字体の話で、従来認めていたものは「行政上の一貫性」ということから認めるというのが基本的な考え方であったということですが、現在もそうだと考えてよろしいのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

はい、そうだろうと思います。

○林副主査

そうすると、これからの言わば漢字政策的な方向とぶつかる可能性はありますね。

○氏原主任国語調査官

そうですね。少なくとも今ある983字が減るということは、多分あり得ないんだろうと思います。つまりそれまで認めていたのに、今日から駄目だよというのは、何かものすごく大きな変動でもない限りは、多分無理だろうと思います。ですから、これまでのものを認めた上で更に増やす、方向として変わるとすると、増やすという方向か、今ですと制限をやめるという方向か、現実的な選択としては、そのくらいしか考えられないのではないかとこのように感じています。

○林副主査

固有名詞に使う漢字をこれからどうするかというのは、やはり、我々にとっては大事なことです。問題点を整理しておく必要があります。地名・人名それから人名でも姓名の「名」の方ばかりではなく「姓」を含めて、従来もそういうものを使っているものについてはそのまま認め、新たに付ける名称については、どのような方針で、どの範囲のものを認めるのが適当か、原則的な考え方を固めないと、なかなか政策というのは立てにくいんじゃないかと思いますね。

○松岡委員

今のお話を伺っていて、人名用漢字の制定というのは、基本的に現状追認、一言で言えばそういうことだと思っんですね。それが如実に現れているのが、旧字体のことで、これまで旧字体で受け付けたから、新しい常用漢字として出てきたのに変更することができない。だから両方を人名用漢字として認めましょうということですよ。そこまでは分かったんですけども、平成16年に、1字とか3字とか非常に少ない数字で追加されてきているというのは、どういう事情なのでしょう。つまり、旧字体と新しい字体というのは、多分、現在その時点の全戸籍を調べれば、実際に出てくるわけですよ。ですから、これは既にあるんだから認めようということで、そこはすごくよく分かるんですけども、何でぽろっと3字出てくるのか、それが分からないんですが…。

○阿辻委員

裁判です。裁判で判決が出るから、追加が出る。

○松岡委員

そうなんですか。そうすると、人名用漢字に今なくてもこれから付けたい人が…。

○阿辻委員

付けた人が認められなくて不服申し立てをするんですね。家庭裁判所による判決が出たものと、間もなく出るだろうというものを含めて、平成16年の三つはそうです。

○松岡委員

はい、それは分かりました。そうすると、一番最近の、それこそこういう国語分科会ができた時点^{かん}で、法務省から新しい人名用漢字というのが発表されて、その中に「糞」だとか、「姦」だとか、そういうおおよそ使えない文字が入っていたので、こんな字をあえて子供に付ける親はいるのだろうか、というような疑問があった。その場合の

追加というのは、今までは現状追認、裁判というので増やされてきたけれど、あの時点の追加は、そのどれでもないわけでしょうか。

○阿辻委員

昨年9月に追加されたものの選定基準ということでしょうか。

○松岡委員

そうです。

○阿辻委員

それは、「常用」であるという集合を作りまして、「平易」であるという集合を作りまして、その重なる部分が「常用」にしてかつ「平易」であるというわけです。そのデータ処理をいたしまして、「常用」という、これは「頻度数調査」をきちんとするんですが、「常用」の集合を作って、同じように別のデータの処理をして「平易」の集合を作って、重なっている部分で現在人名に使えない漢字を追加したという、形式的にはそういうことです。

そうすると、糞尿処理というときには行政でもしょっちゅう使うわけです、「糞」の文字は。「尿」は実際に常用漢字に入っていますので、「糞」は表外字ですけども、「常用」のフィルターを通ってくるわけです。同じように「瘡」とか「痔」とか、あるいは淫乱の「淫」という、ちまたの単行本でもしょっちゅう使われる文字は、当然「常用」のフィルターを通ってきますので、結果的にはその和集合の部分に「瘡」とか淫乱の「淫」とか強姦の「姦」とかという漢字は、そこで入るわけです。法務省としては、「常用」であり、「平易」であるというフィルターを通り抜けたものは、ほかでもなく常用平易な漢字であるから、人名用漢字と認定すべきだという立場です。

金武委員も甲斐委員も私も、よく覚えていると思いますけれども、委員から見たら、かなりの激論と言ってもいいぐらいの議論がありまして、最終的にはパブリック・コメントでものすごい批判が集中しましたので、法務省としてはこのパブリック・コメントの批判を受けて、喜んで削るということになったのです。削るためには何か論拠が必要だったみたいですね。

○松岡委員

分かりました。そういう意味では、平成16年ですか、それは多分、人名用漢字の施策としては画期的だったと思いますね。つまり、現在あるものではなくて、これから付ける可能性のあるものとして提示したわけですから。それで、それに対して一般の批判を受けて削っていったということですね。

○阿辻委員

まあ、そうです。

○松岡委員

ですから、これまでの人名用漢字の施策としては、善きにつけあしきにつけ、飛躍というものがあつたんだと思うんです。つまり、今までは使わなかったかもしれないけれども、これから付けてもよいのはこれです、という提示を積極的にしたわけですから。

○甲斐委員

阿辻委員が言わなかったことをちょっと。

配布資料3の「7 その後の人名用漢字の追加」のところに、(3)平成9年12月の次に点線があつて、その点線以降が私どもの参加したところに関係がありました。木曾の「曾」という略体のこれは、裁判で認められた漢字でありました。ですから、まず略体の「曾」というのが常用平易ということで認められたのです。「これは、常用漢字の中に使われている造語成分でもあるではないか、なぜこれを認めないのか。」ということで、裁判で法務省が負けるわけです。そこで、いろいろとトラブルがあるからということで、私どもが参加したというのがスタートでした。

そしてその次に出てきたのが、まだ裁判進行中もあるし、それからそれぞれの戸籍の窓口でトラブルがあつた件数をそれぞれにまとめたという、その件数というのがデータとして出てきておりました。そして、先ほど出たように、きちっとした「頻度数調査」に基づいて、表外漢字字体表とかなり重なるところですけども、そういう使いそうにない漢字があつたときに、今、阿辻委員がおっしゃったように、その「糞」とか「癌」とか「膿」とかいうのもあつたと記憶しておりますが、私どもはそれを国立国語研究所で開催したワーキンググループの時に削除しようとしたんです。けれども、それは非常に主観的であるということで、法務省的な立場から言えば、余り良くなかったようでありました。それで、そういうワーキンググループの話が消えてしまって、今言われたように、パブリック・コメントを求めた。

それから、配布資料3の「5 人名用漢字追加表」のところで、別紙2で先ほど読んでくださった当時の岩淵主査のところですけども、結局やっぱり投票によっているんですね。委員の投票ということで、私どもも投票ということにしたわけです。パブリック・コメントでの賛否のデータがあるところで、私どもはこの漢字は良いとか悪いとかというようなことの投票をいたしました。その結果がこれということになっています。その時にバツを多く付けた人もいるし、バツがちょっとの人もいます。ただし、そういう研究者とか、こういう方面の専門家が少ないことから、本当にここにいる三人の意見が一致するとバツとなる。三人のうち一人でも駄目だと、認められる…。

○松岡委員

そうすると、言わば、転ばぬ先のつえと言うと変ですけども、裁判を起こされないようにということですよね。

○阿辻委員

大変象徴的だったのは、今おっしゃった投票の結果、「爪^{つめ}」という漢字が落ちたんです。しかし、最後の会議の時に民事課長から提案があつて、「爪」を復活させてほしいという御相談がありました。最初に、甲斐委員がよくおっしゃっていたんですが、身体部位というのは名前には余り使えないというような理由もあつて、私もバツを付けたと思うんです。けれども、ギターとか三味線とか弦楽器をお弾きになる方だったら、「爪弾く」という言葉からその名前が使われる可能性もあるし、「爪」そのものには、そんなに悪い意味はないから、この字は復活させてもらえませんかというのが、最後の動議として法務省側から出てきたんです。それで復活するんですけども、恐らくその段階では、「爪」がなくてまた裁判が起こったら、同じことの繰り返しになるという配慮がかなりあつたと思うんです。

○松岡委員

それはよく分かります。

○阿辻委員

主査に提案なんですけれども、以上のいきさつを私なりにまとめた『「名前」の漢字学 日本人の“名付けの由来”をひも解く』という本を書いていますので、ちょっとメンバーの方々にお届けいただくように、お手配をお認めいただけませんか。

○前田主査

そうですね。そのほかにも必要な資料あれば、おっしゃっていただければと思います。が、取りあえずは御提案の本を皆さんにお配りしたらいかがでしょう。

○甲斐委員

さっきの発言の結びですけれども、今、私どもがやっている新漢字表を考えていくためには、人名用漢字というのを考慮に入れていくと、これは大変なことになる。というのは、人名用漢字は後追いでできていますから、もっと増えていくのだろうと私は思っております。それに対して、新漢字表というのは、現行の常用漢字表の不合理なところを訂正していくことでしょうか、これはこれで別個に考えていくのがよいのではないかというのが私の言いたかったことなんです。

○松岡委員

今日の氏原主任国語調査官のお話を伺って、ずっとこれまでの経緯がよく分かったんですが、人名用漢字を別途に考えるというのは、思考を放棄するとか、判断を停止することではないんですね。もう本当に甲斐委員のおっしゃるように、これを別に考えるということは、むしろ積極的に人名用漢字というものの性格を考慮した結果の判断というふうに言えるのではないかと思います。

○金武委員

ちょっと補足します。今回の人名用漢字がそれまでと違った選定方法を使ったのは、今までは戸籍実務担当者から上がってきたものを中心として、それを頻度別に増やしてきた、字体についても、常用漢字の略字体に従って統一してきた。しかし、今回、最初はもちろん裁判沙汰になったのがきっかけなんですけれども、要するに最高裁まで行ったのが初めてであって、しかもそれが、「戸籍法でいう「常用平易な文字」に、「曾」が入っていないというのは法律違反である。」というようなことでやられたものですから、法務省はとにかく「常用平易」と考えられるものは、今度はすべて入れておかなくては行けないんじゃないかと考えたようです。

その判断材料がJISの第1水準と、それから表外漢字字体表の時に各出版物の頻度調査をやりました、その資料ですね。そうしますと、人名用漢字の資料ではない、つまり一般出版物の頻度ですから、当然、医学大辞典だとか、法律用語辞典とかいろいろなものが入ってしまっていて、人名に付けそうもない「癌」も「糞」も入ってきたわけです。それらはかなり頻度が高いからです。人名に付ける漢字だから、私は人名にふさわしい漢字を選ぶという前提があってもいいんじゃないかと思ったんですけども、法務省はもう「常用平易」という法律一点張りですから、意味は全く考えない。したがって「糞」が入ろうが「癌」が入ろうが、これはもう構わない、ということになったわけです。

それで、こういうふうに御覧になっても分かるように、恐らく10年、20年にほとんど

一人か二人、付けるか付けないかというような漢字が一杯入っております。そういう点から見ると、今度のように予測だけで単なる「常用平易」という、しかも「常用平易」でないものまで無理に客観的な頻度とか何とか、資料に基づいてやったということで、余り実用的ではないものとなっている。実用的なことを考えるのであれば、それはその都度というのもおかしいけれども、またこれ以外の字も裁判沙汰になるおそれは、当然何年かたてば出てくると思いますから、そういうものを認めていけば、こんなに一遍に増やさなくてもいいんじゃないかというのが私の考えだったんです。

今、人名用漢字をここに至ってはどうしてもならないということで、別途に考えた方がいいということ、現実的にはそのとおりなんです。けれども、やはり私がこだわるのは人名用漢字の字体が、1字種で2種類あるということが非常に多いということです。これは、実際的な名前を付ける場合には、旧字体を使いたいという人が多いので、それを認めるのは構わないけれども、漢字政策上の常用漢字の字体というのは、当然1字種1字体になっているわけです。名前に関しては、異体字が使えるということ自体は構わないのですが、人名用漢字表として示す場合には、やはり常用漢字に準じた字体というものが標準字体であって、名前には旧字体も使えるという、別紙3にある漢字表の「二」とは逆に、旧字体の方を括弧に入れるという従来の、最初の許容字体の方針ですね、これを貫いていけば、国語政策ともそれほど矛盾しない、またああいうような混乱もしないで済んだと思うんですが…。この点が全く考慮されていないということについては、国語分科会として、何らかの意見を示す方がいいのではないかと思います。

○岩淵委員

J I S漢字を見ておりますと、固有名詞に使う漢字は別に検討しなければならない時期に来ているのではないのかという感じが非常に強くいたします。

今のJ I S漢字の中には、固有名詞、特に人名や地名以外には使うことない漢字がかなり入っております。このことは、1回目の国語分科会の時にも申し上げたように記憶しております。一つ一つ神経質になって検討してみても、しょうがないのではないかと思います。特に、人名用漢字の場合は、「悪魔ちゃん」の時にも社会的に大きな問題になったわけですが、欧米流の名前についての考え方がかなり日本に入ってきていて、従来の日本人が持っていた、人名に用いるのは、こういう字でなければいけないという意識が薄まっているのではないのかという気がいたします。極端な場合、漢字5万字全部について使うなどということにもなりかねないと思います。そうしますと、一般の読み書きに用いるものとは分けてしまうことも必要だろうと思います。

今おっしゃった字体の問題についても、私が間違って考えていたのですが、人名に関しては、多少の制限はあっても新旧両字体を使っても構わないのだと思い込んでいたように思います。この国語分科会としては、例えば、字体はこういうものを標準にしたらという程度のことで、あるいは字種についても、日本人としての人名用の漢字の使い方について、こういうことが必要ではないかという程度にとどめたらどうだろうか、という感じがいたします。平易であるということは、重要であり、必要なことです。国語分科会として平易なもの、常用のものという原則に立って処理することを考えて、余り神経質にならないことにする。そんなようなことを考えたらどうだろうかと思います。これは名前についての意識が変わってしまいますと、常用かどうかという基準はどこかへ行ってしまうように思うからです。

このようなことを今回委員に任命されました時から考えておりました。ただ、先だつての人名用漢字についての発表のようなことになると、字種の選び方に問題があるのではないのかという苦言を呈したくなります。

○阿辻委員

固有名詞という領域と人名用漢字というのは、固有名詞という大きな集合の中に人名用漢字が入るわけですが、地名と人名はやっぱり分けて考える必要がかなりあるんじゃないかと思います。よく言われる岡山おかの「岡」というのが表外字だったのは、地名専用の字であるということからです。埼玉の「埼」もそうでしょうけれども、例えば、「埼京線で渋谷に出る。」という文脈を考えたときに、埼京線さいけいというのは果たして固有名詞か、というふうに考えられるんですね。それから、「阪神タイガース」の「阪」は表外字ですが、「私は阪神ファンです。」というときの「阪」が表外字になるというのは、ちょっと現実の使い方からはふさわしくないんじゃないかと思うんです。

地名だけを別途にいくくりにするのではなくて、地名でよく使われる文字と、人名用漢字とを分けて考える必要が出てくるんじゃないかというふうに思っています。

○前田主査

地名のことは、また別の検討が多分必要だろうと思います。その上で、固有名詞として両方一緒に扱えるか、どういう違いを認めるかということになると思います。これについては、また事務局で、ちょっと地名についてのこれまでの経緯を整理したものを、皆さんにお示しいただければと思うんですが…。

○阿刀田委員

今の阿辻委員の御発言と関連して考えると、人名というときの姓と名、これもある意味で分けて考えないと非常に難しいんじゃないでしょうか。姓というのは既に存在してしままうって、これからも存在し続けるものですよね、原則として。ですから、急におまへの苗字は違うんだと言われても、ちょっと困るだろうと思うんです。ただ、名の方は社会通念的に、それからその子の将来とかを考えて、何とかある程度手を加えることはできるかもしれません。その辺は今幾つかの意見が出ていたみたいですが、取りあえず今回の国語分科会では人名ないし固有名詞のことは言わずにおこうよ、という方に方針が決まれば、これも考える必要はないんですが、少しでも触れるとしたら、姓と名とを少し分けて考えないといけない。今言われていることというのは、名の方についてだったんじゃないでしょうか。姓については余り言われなかったし、それに日本人の姓というのは漠然と考えていることですが、地名と非常にかかわりが深いから、地名のことをやってくると、きっと姓の問題がどうしても出てくるんじゃないかと思います。展望としては、その辺りは少し考えた方がいいのかなと思っております。

○前田主査

この辺りは、戸籍法とかかわってくることになりますね。

○金武委員

ちょっと関連しますけれども、姓については確かに変えることはできない。原則的にはできないわけですが、字体については、例えば渡辺の「辺」が戸籍で旧字体になっている場合に、常用漢字の字体に直すということは簡単な届出で直せます。法務省としても、やはり戸籍の字が常用漢字体で統一する方が望ましいという理念は、以前は持っていたんじゃないか、平成2年の戸籍の誤字・俗字を職権で訂正できるという民事局長通達は、戸籍の字体は記載どおりという方針を改め、標準字体に統一したいという志向が感じられました。ですから逆は難しいんですね。常用漢字の字体を、姓の場合に旧字体に戻すのは難しいようです。

○東倉委員

名の方の、あるいは新しい字を付けたいという要望とかから人名用漢字がこういうふうが増えてきたという結果についてのお話しがずっと続いたんですけれども、そういう名前を付けるときの根底となるビヘイビア (behavior) と言いますか、どういうふうなことで親が子供に名前を付けたいかという、そういう考え方が随分変わってきた結果として出てきていると思うんですね。そういうことに関する、何か調査はあるんですか。あるいは、さっき岩淵委員がおっしゃった西洋風の影響を受けて、例えば、英語読みにしても読めるような名前を付けたいというような話は、しばらくの間よく聞きました。そういうものというのは、昔は余りなかったように思うんですけれども…。

○阿辻委員

私が先ほどの本を書くときに参考にしたのは、明治安田生命、元々は明治生命がずっとやっていたものです。保険の契約者のところの新生児男女4,000人ぐらいずつのデータをここ20数年間ずっと集めていまして、男女別の名前ベスト100だったか、ホームページに載っているんです。それが昭和26年くらいからずっとデータがそろっているんです。それを見ると今のはやりの名前というのが分かる。おっしゃるそのビヘイビアというか、あるいはモチベーション (motivation) というか、どういう意識で、例えばおじいさんの名前を一字使うというようなことは、今ではほとんどないでしょうけれども、そういう調査は多分ないだろうと思います。はやりの名前の調査ならば、明治安田生命のデータで分かります。

○岩淵委員

関連してよろしいでしょうか。私の教えた学生の中に、「メアリー加奈子」という名前の女子学生がいました。生粋の日本人なのですが、その学生によりますと、父親の趣味でこういう名前が付いたと申しておりました。そういう人が実際にいるのですね。

○阿辻委員

「メアリー加奈子」が名なんですか。

○岩淵委員

そうです。「メアリー加奈子」が名です。

それと、戸籍のコンピューター化に伴って、戸籍が改正されたようです。戸籍抄本や戸籍謄本という呼び方が「個人事項証明書」「全部事項証明書」というふうに変わってしまい、新しいものを窓口で渡されました。コンピューターで新たに作り直しているようですし、漢字も作り直されているように感じました。そうしますと、新しい戸籍の中でどういう字体を採用しているかという問題も多分あるのではないかと思います。証明書そのものは、非常に簡単なものになっていました。

○林副主査

やはり固有名詞、特に人名漢字というのは独自に検討するという、そういう必要性は私もおっしゃるとおりだと思います。しかし、地名、それから姓と名、これを一般の漢字ときれいに分けて議論できるかという、非常に難しいところだと思います。

根本にかかわる問題なんですけれども、私は固有名詞に使う文字については、次のような二つの側面があるのではないかと考えております。一つは固有名詞なるがゆえの固有性です。子供にはその子らしい、親の気持ちのこもった名前を付けたいと思うのは人

の常です。それで、固有性は何を求めるかという「自由」です。自由に自分の気持ちを表現できるような「自由」です。一方、さっき常用平易ということがありましたが、固有性に対するもう一つは、社会的な通用性だと思います。幾ら固有性があっても余り難しすぎたり、特殊すぎて分からなかったりしたら困るから、社会的通用性というのも大切です。こちらの方は何を求めるかという「制限」を求めるわけです。ですから、ここにコンフリクト (conflict) が生じる。私は、固有名詞の一番難しい問題はここにあるんだろうと思います。

字体に関して申しますと、例えば、今まで地名にある特定の字体、旧字体を使っているとか、姓と名の姓の方には、古い難しい字体を使っているとかといったようなことがありますと、そここのところは古い字体を認めておいて、これから新しく付ける名については、そういう字体をもう使っちゃだめですよ、というふうなやり方を実際に採った場合に、いろいろ心理的、あるいは統一性から見た上での問題が生じないかどうかということは、少し具体事例で考えてみる必要があるかもしれません。やはりある段階で、これまで実際に付けてきたものは、それはそれで認めることとして、これからはやはりこういうふうにしていく必要があるのではないかという、方針というか原則的な考え方を作らなければならない。そこにこの問題の一番の土台があるのではないかと思います。

○前田主査

いろいろな問題が出てきまして、なお討議すべきところがたくさんあるというふうな感じですが、今日は時間の関係でここで切りまして、次回継続してこの問題をまた検討していくことにしたいと思います。